

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

2 月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	柴島浄水場下系トラックスケール修繕	修繕請負 (工事)	J F Eアドバンテック (株)	1,620,000	2016年2月18日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G3	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場下系トラックスケール修繕

2 契約の相手方

JFEアドバンテック（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場下系に設置しているトラックスケールの修繕を行い、機能回復を図るものです。

当該トラックスケールは、川鉄アドバンテック（株）が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整によりトラックスケールの動作確認や機能保証を行うには、トラックスケールの構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要とします。

また、上記業者を含む複数の業者へのヒアリングにおいて、他社が製造したトラックスケールの修繕を行うことは不可能との見解を得ています。

なお、川鉄アドバンテック（株）は平成16年4月1日にJFEアドバンテック（株）に社名変更されています。

以上のことから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者はJFEアドバンテック（株）であります。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）